

<p>全国クレジット・サラ金 被害者連絡協議会ニュース NO.66 2007.11.19</p>	<p>発行 全国クレ・サラ被連協事務局 〒101-0047 東京都千代田区内神田2-7-2 育文社ビル3階 電話 03(5207)5507 FAX 03(5207)5521 Eメール:hirenkyo011@nifty.com ホームページ http://www.cre-sara.gr.jp/</p>
--	---

07年 第4回全国クレ・サラ対策協議会拡大幹事会 11月3日 福井県あわら市で開催

全国クレ・サラ対策協議会拡大幹事会は11月3日(土)13時~17時まで福井県あわら市のホテル・グランディア芳泉で開催されました。

クレサラ対協拡大幹事会では「自殺の名所」・福井県東尋坊で3年前から自殺防止のためパトロールを続けている元福井県警警察官・茂有幹夫さんの体験報告がありました。

「東尋坊では10年間で254名が自殺している」「自殺をしようと東尋坊を訪れる人を巡回しながら年間70名から100名を保護している」「死にたいと思っている人でも本当は皆生きたいと思っている」「死にたいとまで思う、生活苦、借金苦、家族の事などの原因がある、その原因を解決してあげなければならない」「死のうと思っているから皆片道キップでくる」「心に響く”おろし餅”を食べてもらいゆっくり話を聞いてあげる」その中で「家族、勤務先への電話連絡、仕事のお世話、交通費を立て替え、生活保護の申請の付き添い」「活動費は仲間のボランティアで賄うが、年間100万円以上の赤字は持ち出し」などなど茂有幹夫さんの活動には本当に頭が下がります。

クレサラ対協拡大幹事会は、「第27回全国クレ・サラ・商エローン・ヤミ金被害者交流会in滋賀」の総括・報告、「第28回全国クレ・サラ・商エローン・ヤミ金被害者交流会in秋田」の準備、「多重債務者掘り起こしキャラバン運動」の取組み状況の報告 全国ヤミ金融対策会議の報告 クレジット過剰与信対策全国会議の報告 行政の多重債務者対策全国会議の報告 生活保護問題対策会議の報告などなど対協傘下団体の報告を受け、「安易かつ拙速な生活保護基準の引下げに断固反対する決議」、「破産者の個人情報掲載中止を求める決議」、「国民生活センターの充実を求める意見書」、「行政の多重債務対策につき、被害者の会との連携の強化を求める決議」の4つの決議と意見書を採択しました。

「第27回全国クレ・サラ・商エローン・ヤミ金被害者交流会in滋賀」一多重債務者を生まない社会をーの報告は、財団法人関西消費者協会「消費者情報」NO.386、11月号に「第27回被害者交流会in滋賀レポート」に詳しく記載されていますので許可を得て転載します。

「消費者情報」は月刊誌で今多重債務追放キャンペーンを行っています、10月号は「多重債務問題の現状認識」11月号は「脱・借金解決への階段」「自殺防止の看板設置・富士・青木ヶ原樹海レポート」「4つの解決方法・借金は必ず解決できます」「多重債務対策救済する自治体に期待」など記載されていて必見です。各被害者の会でも購読をおすすめします。定価は500円、年間購読料は5000円です。申し込みは下記へお願いいたします。

『消費者情報』TEL06-6945-1148 FAX06-6945-1375 〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31

07年 第4回全国クレ・サラ被連協代表者会議 11月4日 福井県 あわら市で開催

全国クレ・サラ被連協代表者会議は11月4日(日)9時00分~12時まで福井県あわら市のホテル・グランディア芳泉で開催され、全国各地22の被害者の会の代表32名が参加しました。

議長に峰松健さん(福山つくしの会)書記に北山二三夫さん(金沢あすなる会)を選出し次の通り議事を進行しました。

代表者会議はクレサラ対協拡大幹事会の報告・討議をふまえての討議になりました。

代表者会議では各地の被害者の会の取組み・活動経験・情勢の報告・交流をしました。

木村達也クレサラ対協代表幹事より挨拶頂き、又討議にも参加して下さりご指導を頂きました。

討議の内容・決定事項を下記の通り報告します。

澤口宣男全国クレ・サラ被連協会長 挨拶

11月13日には過払い金一斉提訴、12月20日にはヤミ金一斉告発があるが頑張ろう。昨日の東尋坊で自殺防止の活動を続けている茂有幹夫さんの講演は心打たれたが、借金で死ぬ事はないということで、

更に活動を強めていこう。代表者会議終了後、都合のつく方は東尋坊に一緒に行きましょう、茂有幹夫さんの活動にこの場でカンパを募り渡したい。

木村達也事務局長全国クレ・サラ対協代表幹事挨拶

被連協の活動に力強く思っている。茂有幹夫さんの講演には大きな感動と励ましをもらった。自殺をなくすための看板設置活動への資金援助については被連協として議論をして欲しい。NPO 法人を作る方法もある。会議の日程について、バッテングしないよう工夫を。

被連協代表者会議での決定事項

1. 「被害者の会」の被連協加盟申請について

「遠野カリンの会」の被連協加盟決定

- ・住所〒028-0523 岩手県遠野市中央通り5-19
- ・電話 0198-62-4042
- ・FAX 0198-62-3137
- ・代表者 会長 本庄光太郎
- ・推薦者 被連協役員 豊岡あさ子副会長 本多良男事務局長
対協役員 木村達也弁護士 新里宏二弁護士

「高知うるこ(鱗)の会」の被連協加盟決定

- ・住所〒780-0870 高知市本町4-1-37 県社会福祉センター3階-4
- ・電話 080-1995-9030
- ・FAX なし (FAX連絡は事務局次長 入江088-832-3126)
- ・メールアドレス 事務局長 塩冶一彦: enya@kcb-net.ne.jp
事務局次長 入江: kosyoren@citrus.ocn.ne.jp
- ・代表者 会長 土居美代子 事務局長 塩冶一彦
- ・推薦者 被連協役員 鍋谷健一副会長 青野貴美子事務局次長
対協役員 椛島敏雅弁護士 上溝博司司法書士

(福井クレジット・サラ金・悪徳商法被害者の会(福井まんさくの会)の被連協加入は6月の総会で決定済)

- ・住所〒910-0019 福井市春山1-3-22
- ・電話 0776-88-0121 FAX 0776-88-0122
- ・代表者 会長 島田広弁護士 事務局長 永田廣次司法書士
- ・相談日 毎週火曜日 15時~17時 毎週木曜日 17時~19時
- ・定例会 毎月第2、第4月曜日 18時~20時00分
- ・推薦者 被連協役員 水谷英二事務局次長 本多良男事務局長
対協役員 木村達也弁護士 永田廣治司法書士

福井県、高知県で被害者の会が結成されましたので被連協加盟の被害者の会は現在41都道府県86の被害者の会になりました。新しい仲間を迎え、共に頑張っていきたいと思えます。

被害者の会のない県は、青森県、山形県、茨城県、山梨県、富山県、山口県の6つです。全ての県で被害者の会を作るよう頑張っていきたいと思えます。

2. 「第27回全国クレ・サラ・商エローン・ヤミ金

被害者交流会 in 滋賀」の報告・総括について

土井裕明現地実行委員会事務局長(滋賀クレ・サラ被連協)

全国交流集会は1500名を超える参加があり、被連協・被害者の会より多くの参加をいただきありがとうございました。交流集会后、地元の他団体よりいろいろ要請があり、交流会ができて大変よかったと思っています。

との挨拶を受けた後、滋賀県での全国交流集会について感想・意見を出していただきました、来年秋田県で開催される全国交流集会の参考にさせていただくことにつながります。

(大阪いちょうの会)

交流集会に参加した会員さんに報告書を出してもらったが、ギャンブル依存症の分科会では病理現象だけが論議されて、サラ金被害との関係の議論がなかったとの報告があった。

(広島つくしの会)

分科会の持ち方については、参加者がお客さんにならないようにすることが大事です。一部の方が一方的に発言する事もあったが、分科会の持ち方については事前に打ち合わせをして進行には複数体制が必要だと思う。全体会での『体験報告』では、衝突を立てて報告する方がいたが、クレ・サラ被害体験は堂々と発言していただきたい、顔を出せない人は選ぶべきではないと思う。

その方の被害体験がどうしても必要というのであれば白書での掲載という事もできる。

(あざみの会)

分科会の運営について、座長は書記さんと相談すること、1回の発言時間3分を厳守する事、全体会での橋木先生の講演は大変よかったが、「貧困」の問題についてこの問題に突っ込んでいく力量が今の被害者の会にあるのか。

(熊本大地の会)

相談員交流分科会の座長をやったが、事前に報告があつてほぼよかったと思う。この分科会と被害者交流分科会は、被連協に託されているので被連協でしっかり位置づけをして、被連協三役の方が必ず参加していただきたい。

(秋田なまはげの会)

被連協に入会してまもないので蓄積はないが、滋賀県の方から来年の交流集会にむけて教えて頂きたいと思う。秋田県交流集会のメーリングリストを立ち上げてください。

(現地実行委員会のメーリングリストを活用していくことになりました。)

3. 「多重債務者掘り起こしキャラバン運動」の取組み状況の報告

井口鈴子(高金利引下げ全国連絡会事務局長・夜明けの会)

今年は昨年より地味なキャラバンだったが、各都道府県での多重債務問題対策協議会結成、市町村での相談窓口設置要請行動などで大きな成果があった。

(福井まんさくの会)

キャラバンにあたり、警察への道路許可申請をどうするのか、事前に確認が必要ではないか。

(被連協事務局)

キャラバンのはじめに警察への道路許可申請などの指示が出ていたがきめ細かい連絡ができなかったようだ、東京の場合は(都内一円)ということで許可を取っている。

(松山たちばなの会)

松山はキャラバンのタイミングがよかった。その時々ニュースなどキャラバン行動の報告がなく、いまだのような行動がされているのかがよく分からなかった。地元ではキャラバン行動の後の110番活動に新しい方が参加されるなど、成果が上がっている。

井口鈴子(高金利引下げ全国連絡会事務局長・夜明けの会)

11月13日にキャラバン行動の集結報告集会を東京でやることにしている、各地のキャラバン行動で写真などがあればメールで送ってほしい。

5. 「違法利息は払いません」「過払い金を取り戻そう」運動の取組みについて

11月13日過払い金返還請求全国一斉提訴(任意請求含む)の運動の取組みについて

債務者救済のため不当な高金利は許さない。不当に取られたお金を取り戻す運動を呼びかけ、11月13日(火)第5回全国一斉過払い金返還請求訴訟・提訴(任意請求を含む)を各被害者の会が取り組むことを確認しました。又13日は債務相談全国キャラバン集結報告会・大相談会を行いました。11月13日第5回全国一斉過払い金返還請求訴訟・提訴(任意請求を含む)は下記の通りです。

07年11月13日 全国一斉過払い金返還請求訴訟・提訴(任意請求を含む)分

請求金額 合計24億604万円

23都道府県・2440件

原告・請求者数 1657名

被告・貸金業者数(サラ金・クレジット業者 127社)

07年5月16日~07年11月13日までの請求(上記の請求を含む)提訴・任意請求分合計

請求金額 合計58億6249万円

27都道府県・6181件

原告・請求者数 4951名

被告・貸金業者数（サラ金・クレジット業者 183社）

*（集計に間に合わなかった秋田県5910万円、岐阜県7187万円がありますので半年で60億円に迫る請求となりました。）

貸金業者大手7社別請求金額

アコム	675件	請求金額	6億5945万円
アイフル	658件	請求金額	6億4310万円
プロミス	614件	請求金額	6億0002万円
武富士	540件	請求金額	5億2818万円
三洋信販	199件	請求金額	1億9424万円
GE	518件	請求金額	5億0389万円
CFJ	458件	請求金額	4億4790万円

11月13日の全国一斉過払い金返還請求訴訟・提訴（任意和解提案を含む）の運動には、全国各地の弁護士、司法書士、被害者の会の皆さんが取り組んでいただきました。

今年は5月に50億2057万円の請求をしていますので07年度の請求金額の合計は108億円を超え史上最高額の請求になりました。（昨年1年間の過払い金返還請求金額は55億円）

これは、私たちが「違法な利息は支払いしません」「過払い金を取り戻そう」払わなくてもいい利息があることを「多重債務掘り起こし全国キャラバン」を47都道府県に走らせ、広く国民に知らせてきたこと、集会、シンポ、デモなどの取り組みをしてきたこと、昨年金利引下げ実現、グレーゾーン金利の撤廃、貸金業規制法の改正が全会一致で可決、成立したことなど国民の関心が高まっている現れです。これからもどしどし過払い金返還請求をしていきましょう！

6. 「借金の解決は必ずできます・・・」の自殺防止看板設置の活動について

（被連協事務局）

自殺防止について被害者の切なる思いから、ともかく富士の樹海から看板たてを始め、紆余曲折があったが正式に看板設置に至った、自殺しかないと思いこんで富士の樹海に行き、看板を見ての電話件数は27件、テレビ・新聞報道を見ての相談件数は3200件を超えています。電話相談は・転送電話で夜明けの会の吉田豊樹さんが夜と土・日24時間体制で受けています。過払いである事を知らないで、一人で悩み自殺している状況があり、看板設置で直接的には27名の命を救うことになっています。

看板設置費用や転送電話で相談を受けていることから電話代は1ヶ月に3万円ほどの費用がかかり、大変な負担になることがわかってきました。当初はどういう反響があるかわからずに看板設置の活動をしてきましたが、この活動は命を救う非常に重要な活動だと認識を新たにしました。

6月の被連協総会でも議論し確認してきましたが、クレ・サラ対協の会議にきちんと報告し、理解していただき全体の運動として位置づけてやるべきだと思います。

「クレ・サラの自死をなくす会」は独自の活動を行っていますが、クレ・サラの自死遺族の会・家族の心のケアが中心になり、クレ・サラ被害の救済、自殺防止の看板設置活動とは一線を画しているようで、連携はできていません。

今後静岡県城ヶ崎、福井県東尋坊、高知県足摺岬など「自殺の名所」とされる全国各地に自殺防止看板設置については、内閣府自殺対策推進室、地方自治体、警察署との連携をはかっていきたい。

（あざみの会）

この活動は本多さんと吉田さんだけの負担になっていないか、被連協の中でプロジェクトを組んで議論すべきではないか。

（福井まんさくの会）

映画自主上映運動では活動資金について『赤い羽根共同募金』と『NHK 歳末助け合い募金』に働きかけ50万円の援助を受けています、自殺防止活動でもこれらを利用すべきだ。申し込みは各都道府県の社会福祉協議会で年2回受け付けている。

（大阪いちょうの会）

心を動かす大事な活動だが、元には貧困があり、本来は行政がやるべきことだ、自殺防止対策法もあり、自死をなくす会と懇談会を持つべきだ。

木村達也（クレ・サラ対協代表幹事）

1 「クレ・サラの自死をなくす会」の運動には対協から今までに100万円支出しているが、当初は告発をネラう趣旨だったが、現在の活動は本来の主旨からズレている。自死の会では幹事会を開いてい

るがいつ開かれているのか、代表の弘中さんから返事がない。

2 被連協の自殺防止活動による電話相談活動について被連協として初めに議論されていなかったのではないかと、これからも電話活動を推進していくのであれば、私達の運動本来の主旨から違ってくると思う。

* 等々の意見が出て今後の活動については、被連協の中でプロジェクトを組んで議論し、内閣府自殺対策推進室、地方自治体、警察署との連携を含めていくことになりました。

7. ヤミ金融被害の撲滅をめざした運動について

12月20日全国一斉ヤミ金告発運動を！

(被連協事務局)

ヤミ金融をはびこらせてはいけない、12月20日全国一斉ヤミ金告発運動を行うことにしている。すべての都道府県・被害者の会で一斉告発に参加できるよう今から準備してほしい。

ヤミ金相談の警察の対応もしっかりさせる必要がある、各被害者の会に警察対応のアンケートをお願いしているが回答が少ない状況だ、再度アンケートを出すので取り組んでほしい。

(倉敷つくしの会)

警察に相談に行ったが対応が非常に悪い、今年の1月に警察庁の『ヤミ金融事犯相談対応マニュアル(改訂版)』が出されたと聞かすが、送付してほしい。

(大阪いちょうの会)

ヤミ金被害者には被害届けを出すと同時に、被害者にアンケートを渡し、返信用の封筒も渡してそれを回収してそのアンケートを参考に警察と交渉している。より具体的な交渉ができる。

(被連協事務局)

今年1月の警察庁の『ヤミ金融事犯相談対応マニュアル(改訂版)』は今週中にすべての被害者の会に送ります。活用して下さい。

木村達也(クレ・サラ対協代表幹事)

一斉告発を続けてきているが、告発だけではダメだ。東京と地方では大きな差があり、地方ではマニュアルどおりやられていない、新戦術を考えるべきだ。

以前都市銀行に口座凍結で裁判を起こし負けたが、その後効果があったがもっと周辺を攻めるべきではないか。

(熊本大地の会)

10月に行動を行なった。《保証金サギ、560万円自殺》で警察と交渉した。マスコミや電力会社にも訴えた。

8. 「熊本クレ・サラ・日掛被害をなくす会」の吉田洋一さんに対する アイフルの脅迫・強要事件・損害賠償訴訟の闘いについて

吉田洋一(熊本大地の会)

アイフルを相手に熊本地裁で勝訴判決を得た、相手が控訴してきたので11月28日福岡高裁で新たな闘いが始まるご支援よろしくお願いいいたします。

9. 各地の被害者の会の取組み・相談体制・活動経験・情勢の報告・交流

一都道府県「多重債務対策協議会」設置要請・被害者の会の参加を求める活動一

鍋谷健一(被連協副会長・高松あすなるの会)

「都道府県・多重債務対策協議会」に被連協加盟の被害者の会の参加状況アンケート結果・その分析報告は別紙の通りです。(高松あすなるの会より被連協メーリングリストで送付済み)

45都道府県で「多重債務対策協議会」が設置されているが、被連協加盟の被害者の会の参加状況は20都道府県34の被害者の会が参加している。参加を希望したが断られているなど多くの県で多重債務者支援団体である被害者の会が参加を拒否されています。引き続き粘り強く「多重債務対策協議会」に被害者の会の参加求めていく必要があります。

(倉敷つくしの会)

7月に「多重債務掘り起こしキャラバン」を岡山県内を1週間巡回した。弁護士、司法書士の先生方にお願ひし、岡山・倉敷・津山市の他各市町村の市役所・役場へ多重債務者救済の要請を行った。

7月20日開催された岡山県多重債務対策協議会第2回会合では倉敷つくしの会の活動を報告した。

そして岡山県多重債務対策協議会第3回会合から倉敷つくしの会はオブザーバーとして参加することになった。

相談活動は「自らの被害体験を生かしながら、仲間として相談を聞く」という基本を忘れずに相談活動をしている。解決の王道である「家計簿をつけて生活の立て直しする」方針を貫いている。

(沖縄クレ・サラ被害をなくす会)

クレ・サラ相談は月～金曜日 午後1時～5時

第7回沖縄クレ・サラ集会をやる。集会成功のため、広く呼びかけている。

県の対策協議会をどう作るかで、県に貸金業協会を参加させないよう申し入れた、弁護士、司法書士、貸金業協会も入れて論議した所、県として貸金業協会の参加を見合わせるようになった。

自分たちの会が参加するというだけではなくてどういう団体を入れるかも議論すべきだ。

(熊本大地の会)

ウィークデイに朝から夜まで相談を受けている。年間1000名ぐらい、(基本は相談にあり)と思っている。法的な解決と同時に被害者自身の心の問題の解決が大事だ、法的解決は専門家に、会は原因と心のケアを。(精神科の先生や行政にも連携を)。

県のヤミ金対策会議を発展的に解消するに当たり、県の担当者と3時間ほど話をして理解してもらった。『ぜひ一緒にやってみましょう』との合意を得る事ができた。

当面12月の相談ウィークについて¹心のケア用²専門家をお願いするもの、プログラムを二つ作った。まだまだ当面する救済が中心になり、心のケアが中心になっていない、しかし、相談者に対するケアもしてくれと言われている。

(長野コスモスの会)

長野では全国に先駆けて県に対策会議が出来たが、今回のマニュアルでは、被害者の会が全く関わってこない、実際に対応するのは県ではなく市町村だ。

長野は10月に開いて次回は来年2月では実効性がない、それに弁護士、司法書士は被害者の会をよく理解していない。うさんくさい団体だと思っているところさえある。

被害者の会の活動をもっと市町村自治体に広めていくべきだ。

(滋賀クレ・サラ被連協)

市レベルで勉強会や講師派遣がやられている。実効性が上がるのは市町村だ、市から安心して相談できる弁護士名簿を紹介してほしいと言われている。

(京都平安の会)

10月30日に京都府との会議があり、内容のわかりやすいものにしていくよう努力している。

平安の会の相談は月・水・金の午後2時～8時、6時～8時は専門家も参加して心のケアにも力を入れている。

(秋田なまはげの会)

多重債務相談の主戦場は市町村だ。リピーターをなくすためにも消費者教育が必要だ。

(呉つくしの会)

広島県の広報活動・チラシは15,000枚だけ、全く不十分、どこまでやる気があるのか?

政府の「相談ウィークポスター」を活用すべきだ。

(広島つくしの会)

広島県多重債務対策協議会は被害者の会を完全に拒否しているが、多重債務対策協議会に入って何をすべきかをもっと大事にするように。

生活保護の充実を求めることも大事だ。

生活福祉資金で2年前に破産しているので利用できないと断られた方がいたが借り入れ条件を改善させ融資を実現した例もあり、制度を改善させる運動も大事だ。

(大阪いちょうの会)

被連協の相談マニュアルを理解してくれる専門家との連携をつよめていくべきだ。

私達の運動がここまで来たことは被連協の力が大きい。

そんな中でまだアンケートがでていないところがあり、おかしい、憤りを感じる。

被連協として方向を出すべきだ、多重債務対策協議会について行政が自信を持ってやっていけるように大いに議論すべきだ。

(金沢あすなる会)

明日石川県の多重債務対策協議会に参加するが、内容は分からない。金沢市の方は8月に開いたきりになっており、その後まだ開かれていないが、出来ることを一つづつやっていきたい。

生活の立て直しのためには他団体とも連携して活動していきたい。

(被連協事務局)

政府の「多重債務改善プログラム」金融庁の「相談マニュアル」は大きな武器だ。

被害者の多くの方々がまだ相談できていない中で大きな力だ。

大事なことは被害者の掘り起こしと広報だ。昨日確認された「行政の多重債務対策につき、被害者の会との連携の強化を求める決議」を今後執行していきたい、被害者の会の日頃の活動を行政にわかってもらう活動が大事だ。

質問

(広島つくしの会)

金融庁へ再度要請してはどうか、

(被連協事務局)

金融庁は参加するメンバーまで指示できないと言っているが、「行政の多重債務対策につき、被害者の会との連携の強化を求める決議」を持って金融庁にも要請していきたい。

(高松あすなろの会)

12月議会に対して予算要求、広報の申し入れすべきだ。

(福井まんさくの会)

過払い金返還請求は本人請求によって解決しているところがあるが、プロミス・武富士・クォークCFJ・ワイド・レイクなどは弁護士、司法書士でないと交渉しないと解決できない業者がある。又過払い請求しているのに、「まず今月分を支払って欲しい」などと請求している業者がある。このような実態を明らかにしてほしい。

(被連協事務局)

国会の参考人質疑でアイフルの福田社長は「過払い金返還請求は本人請求の場合も誠実に対応させていただく」と答弁していました。被連協として調査し改めて国会で追及してもらい、金融庁より指導してもらいようにしたいと思います。

10. 財政報告

青野貴美子(会計次長)

10月に会費納入のお願いを出して、会費の納入はかなり改善したが、賛助会費はかなり落ち込んでいる。支出は旅費、通信費が上回っているため、有識者会議委員をしている本多事務局長を諸会議で呼ぶ機会が増えています。この場合はその費用について支出できるように考えてください。

ノートパソコンのインターネット通信費も節約する必要がある。

カンパは自殺防止と被害者掘り起こしの運動そして被害者の会作りに使っていきたい。

自殺防止活動の電話相談の電話代は今後の検討課題だ。

11. 閉会挨拶

橋詰栄恵被連協副会長

自分が被害者の会で助かったのも他の方も助けたいという思いでこの運動を続けている。

さらに運動を強めていこう。対協の皆さんに活動の財政支援をお願いしたい。

茂有幹夫さんへの会場カンパ48,000円集まりました。ありがとうございました。

編集後記・事務局より

多重債務者をなくしていく国の方針「多重債務問題改善プログラム」ができました。プログラムの完全実施をもとめていきたいと思えます。

全国都道府県に都道府県関係部署、都道府県警察、弁護士会、司法書士会、被害者の会が参加する多重債務者対策本部(協議会)の設置、全国の市町村1834における多重債務に関する相談窓口の設置など地方からも要請をしていきましょう!

又、プログラムはヤミ金融の撲滅をうたっています「ヤミ金による被害相談を受けた監督当局や警察は、状況に応じて、迅速に被害をストップするため、違法な貸付けや取立てを直ちに中止するように、電話による警告等を積極的に行う。」としています。被害者が警察に相談に行くと「借りたものは支払え」といった対応だったら、プログラムを見せてしっかりやって下さいと要請しましょう!

被連協の諸活動の報告は日常的にメーリングリストで報告していますがニュースの発行が出来ず、久しぶりのニュースになってしまいました。ごめんなさい。ニュースについてのご意見は事務局までお寄せ下さるようお願いいたします。

(事務局長本多良男)